

# 現物給与の取扱いについて

## <現物給与の価額の適用についての課題（社会保険）>

○ 複数の支店がある場合、現物給与の価額の適用について取扱いが異なっている。

(1) 一括適用事業所

勤務地（現に使用される事業所）の都道府県の現物給与の価額を適用

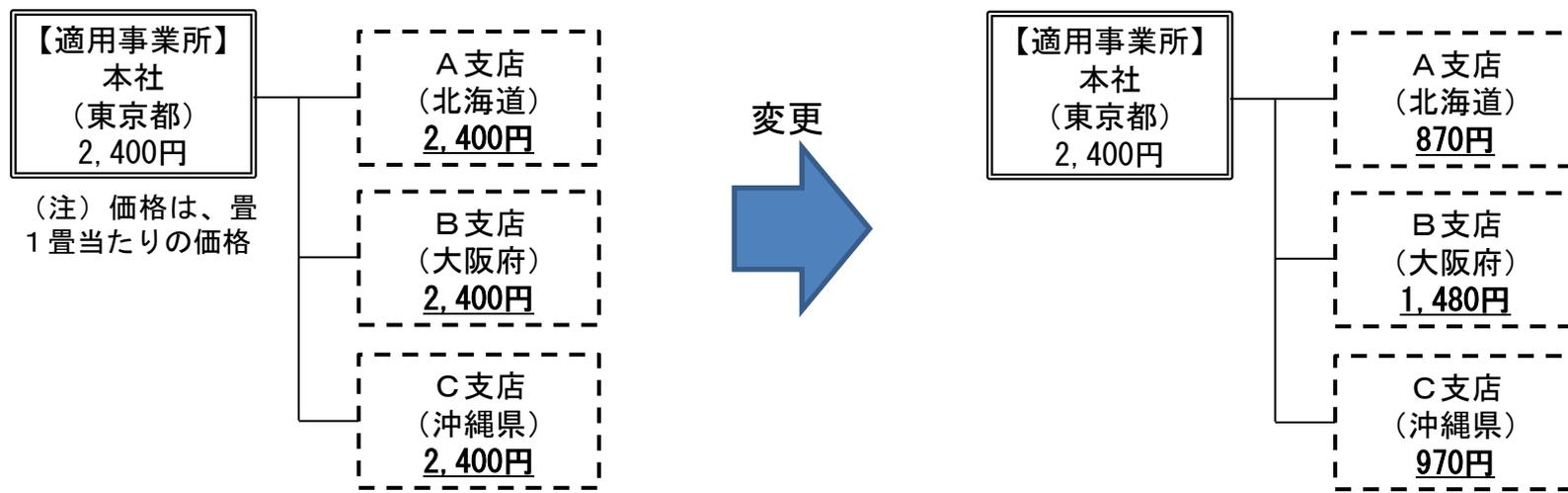
(2) 当初から本社のみが適用事業所

適用事業所となっている本社の所在地の現物給与の価額を適用

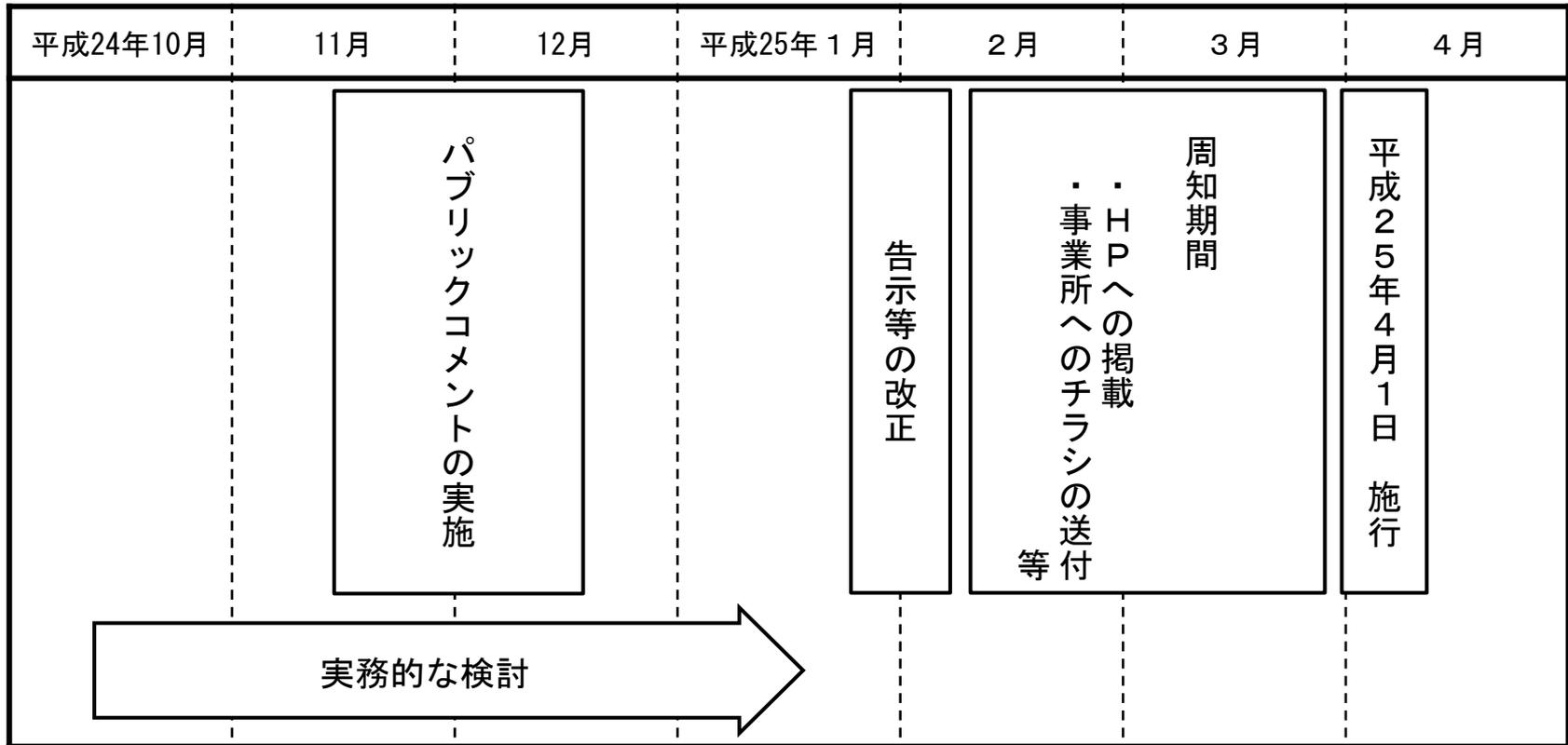
## <対応案>

○ 現物給与の価額の適用については、生活実態に近い価額とする観点から上記(2)についても 勤務地（現に使用される事業所）の都道府県の現物給与の価額を適用する。

※ 事業主の事務処理に変更が生じることとなるため、十分な周知を図り、理解を得て実施していくことが必要。



## <スケジュール案（社会保険）>



※平成25年4月1日施行

1. 平成25年4月1日以降に被保険者の資格を取得する者については、取扱変更後の現物給与の価額に基づき標準報酬月額を算定する。
2. 平成25年4月1日前から被保険者資格を有する者については、平成25年4月に固定的賃金の変更があったものとみなし、
  - ① 4月から6月までの報酬の平均額に基づく標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べ2等級以上の差が生じた場合は、随時改定（7月改定）
  - ② 4月から6月までの報酬の平均額に基づく標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べ2等級以上の差が生じない場合は、定時決定（9月改定）

となる。

※労働保険についても、平成25年4月から取扱を明確化する。